



特別規則書

開催日 2015年3月28日～29日

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則、2015年(「以下当該年」という。)日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー

1. 開催 2015年3月28日(土)～29日(日)
2. 場所 琵琶湖スポーツランド

〒520-0363 滋賀県大津市伊香立下龍華町673-1 Tel 077-598-2888

3. 主催(株)琵琶湖スポーツランド

第2条 競技会組織委員および審査委員会

組織委員長	永原雅之	審査委員長	堀井智幸 (JAF派遣)
組織委員	永原有美	審査委員	李 好彦 (JAF派遣)
組織委員	永原悠	審査委員	田中清士 (組織委員会任命)

第3条 競技会競技役員

競技長	田中 稔	副競技長	永原雅之
コース委員長	阪本哲朗	副コース委員長	南 章一
計時委員長	永原 悠	副計時委員長	松田利之
技術委員長	北川昌志	進行長	藤原幸治
救急委員長	木村洋一	看護師	末房文子
事務局長	永原有美		

第4条 大会事務局 オーガナイザー・開催場所に同じ

第5条 競技の種別

1 種目:スプリント

2 区分・格式

FS-125部門 全日本カート選手権 (国内格式)

FS-125部門 地方カート選手権 (準国内格式)

FP-3部門 地方カート選手権 (準国内格式)

FP-Jr部門 ジュニアカート選手権 (準国内格式)

FP-Jrカデット部門 ジュニアカート選手権 (準国内格式)

第2章 競技会参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

1 エントリーの受付期間

2015年1月28日～3月7日まで。

現金書留または、大会事務局にて受付を行う。

郵送の場合は1月28日～3月7日までの消印有効

2 エントリーに必要なもの

参加申込書・ドライバーライセンスおよびエントラントライセンスのコピー

エントリーフィー

※捺印漏れなど、不備の無いように注意をしてください。

第2条 エントリーフィー及びピット登録料

選手権	部門	参加料	登録料	含まれるもの
全日本	FS-125	38,000円	ピットクルー 3,100円/1名 エントラント 1,050円/1名	消費税・ドライバー保険 ドライタイヤ1セット
地方戦	FS-125	24,000円		消費税・ドライバー保険
	FP-3	24,000円		消費税・ドライバー保険
ジュニア	FP-Jr	63,000円		
	FP-Jr Cardets	63,000円		

※上記に明記する保険とは主催者が付保する保険のことである。

※ドライバー1名に対してピットクルーは最大2名まで登録可能

第3条 保険

※別紙A参照

第4条 エンジン再登録料・再ブリーフィング料

1 エンジン再登録料

ジュニア 25000円

カデット 25000円

地方選・全日本 2000円

2 再ブリーフィング料 10,000円

第3章 競技に関する事項

第1条 スタート進行

- 1) フォーメーションラップ中の追い越し、隊列復帰禁止区間は8コーナー(目印設置)～スタートラインまでとする。
- 2) ダミーグリッドからの発進はパイロンところまでとし、エンジンの掛からないカートはピットに戻す。
- 3) フォーメーションラップ中に隊列が8コーナーのところまで来た場合は、ピットマーシャルがピットアウトを静止する。その時、スタート合図がなされた場合は、ピットスタートはできない。決勝スタート時、本コース上において先頭車両が3コーナー通過時までにはエンジンのかからない車両はピットスタートとする。
- 4) フォーメーションラップ開始時、フロントローのドライバーは後続のドライバーが追いつけないようなスピードで走行しないよう注意する。特に6番ポストを通過してからは隊列を整えるように配慮すること。また最終コーナー立ち上がりから、イエローラインまでは加速してはならない。フォーメーションラップ中の指定区間での追い越しおよび割り込み違反者は当該ヒート失格となる。
フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合(警告旗の後)、着順から3位以下(3つ下)の順位のポイントとなる。
- 5) フォーメーションラップ中のタイヤヒーティングは禁止される。(蛇行の禁止)

第2条 レース中の留意事項

- 1) 黄旗提示区間の徐行、追い越し禁止を厳守すること。
- 2) 青、赤旗の採用:ジュニアカート選手権の予選、決勝ヒートにおいて、周回遅れおよび周回遅れになろうとしているドライバーに対して青・赤旗(二重対角線で区分された旗)が示される。

青・赤旗は競技長の指示によりコントロールライン上で振られ、示されたドライバーはピットインし、レースを止めなければならない。

ピットインしない場合は失格(黒旗)の対象となる。

- 3) 復帰するための最小限の方向転換は認める。〈全日本、地方、ジュニア〉
- 4) 国内カート競技車両規則に定める必備の部品の脱落の場合、当該ヒート失格とする
- 5) 捨てバイザー(シールド)を走行中に捨てることは禁止する。
- 6) タイヤの加工は一切禁止する。
- 7) 全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則に基づき、ドライバーの合図は必ず行うこと。
合図(手の上げ方)は必ず頭上高く上げることを義務付ける。
オフィシャルが合図不履行(頭上高く上げていない場合も含む)と判断した場合には、ペナルティの対象となる。
- 8) 黒旗の提示は、コントロールライン上とする。
- 9) 競技を中断する必要があると見做された場合、全ての監視ポスト(監視ポストが設置されていないコースについては、主要なコース委員)で赤旗を提示する。
- 10) チェッカーフラッグを受けたカートに対しては黄旗を提示する。
ドライバーは、黄旗に従い指定場所に移動すること。
- 11) ローリングが始まってから、レースがスタートするまでの間、メカニックはピットロード及び、コース側(プラットフォーム)に出てはならない。
チェッカー旗が振られたら、メカニックはコース側(プラットフォーム)及びピットから離れたパドックに戻らなければならない。また、チェッカー旗は振られた後にピットインしたカートの整備をしてはならない。
- 12) ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。
- 13) 出走前には、選手自身全ての封印を行う。
- 14) レース中、リタイヤされた方も、必ず車検を受ける様をお願いします。レース中、ドライバーがパドックに入ってはいけない。(工具等を取りに行ったりなど)
- 15) レース中ピットクルーのピットロードへの立ち入りは、クレデンシャルを必要とし、ピット作業時またはピットサイン提示時以外はピットロードのピット側で待機してください。クラッシュパット沿いでの待機は禁止します。
- 16) スタートライン・ゴールラインはイエローラインから25mの白線とする

第3条 ドライバーに対する留意事項

走行中(公式練習、タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒート)の吸排気消音器の脱落は、次の通り行う。

□ 脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合および徐行にてピット(再車検場)に移動した場合は、当該ヒート失格とする(公式練習除く)

□ 脱落して走行し続けた場合は、レース失格とする。

最終コーナー出口アウト側からコースと平行して設置されているピット(コース図面指示箇所A)については競技中における使用禁止とともにその際の人の立ち入りも禁止する。

- 1) ストレート走行中、空気抵抗を減らす目的で顔を伏せる姿勢のドライバーがいるが、視野(目線)まで伏せることは厳禁であり、如何なる状況下であっても前方の視野を保っておくこと。
- 2) フォーメーションラップ中、隊列のペースを乱さないように円滑なローリングを行うこと。
- 3) リタイヤの場合、エントラント、ドライバー署名の上、リタイヤ届を書面にて提出すること。
- 4) 予選・決勝とも加算ポイントシステムを採用する。

予選グリッドはタイムトライアル順とし、予選ヒートのポイントの多い順に決勝のグリッドを決定する。
なお、ポイントペナルティがあった場合は下位の順位のポイントまで減算される。

- 5) ピットエリア内でのピットロード上の速度を十分減速すること。
- 6) 1セットの登録タイヤは「技術委員長の承認のもとに、各1本のみ交換」が認められているが、交換を認める場合の基準は、バースト、パンクおよび嵌合部からの空気漏れ等がある場合のみとし、トレッド肉厚は交換する前のタイヤと同等以下であることが条件となる。
- 7) ピットエリアおよびパドック内での火気および高熱を発するもの(溶接機、サンダー等)は指定された作業エリアで使用すること。
- 8) パドックエリア、ウェイティンググリッド、およびオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが地面に常に接触した状態)でのみ認められる。

第4条 服装に関する注意

- 1) ヘルメットの顎紐
- 2) レーシングスーツ前側上部のファスナー押え様ストラップ

第5条 点火装置に関する事項

- 1) 技術委員長は、各車両に対し、点火装置の作動確認用測定器の装着を指示する場合がある。
当該指示のあった場合は測定器の装着指示に従わねばならず、本件に関する抗議は認められない。
- 2) 技術委員長は競技会審査委員会の指示に基づき、エントラントに対し当該車両の点火装置を

技術委員長の指定する同一型式の他のものに交換させる場合がある。

当該指示のあった場合は、交換作業に従わなければならない、本件に関する抗議は認められない。

第6条 喫煙・暖気について

- 1) エンジンの始動はダミーグリッド側暖気エリアで行う。
- 2) パドック内は全面禁煙とする。喫煙は喫煙場所にて行う。

第7条 自動計測装置

オーガナイザーが用意する自動計測装置取り付けを参加者は拒否出来ず、取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。

オーガナイザーが指定する時刻に発信機配布を受け、公式練習までに指定取り付け場所に装着する事。（指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所）

レース後、必ず大会事務局への返却し、破損、紛失、未返却の場合は、50,000円申し受ける。

第8条 車載カメラについて

全日本／地方／ジュニアカート選手権全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第9条 その他

- 1) 電光掲示板の表示及び、レースアナウンスはサービスの一環として表示しているものであり、暫定又は、正式発表との食い違いがあっても、全て事務局より発表される結果が優先される。
- 2) レース進行の基準となる時間は、公式時計に従う。公式時計はコントロールタワー1Fに設置。
- 3) スタート前の集合は場内放送にてご案内致しますのでご協力お願いいたします。
- 4) スムーズなレース進行を心がけるためにも、オンタイムでのスケジュールの協力をお願いする。
天候や日没時刻によって安全性を考慮し周回数の減少や時間の短縮を行う場合もあります。
- 5) ドライバーのフェアプレーを促すために、レース開催中、怪我をしないで日頃の実力を十分に発揮してもらおう。
- 6) 最終コーナー出口アウト側からコースと平行して設置されているピット(コース図面指示箇所A)については競技中における使用禁止とともにその際の人の立ち入りも禁止する。 ※別紙B

第4章 救急病院

- 1) 医院名 山田整形外科
- 2) 所在地 大津市本堅田5丁目 ※別紙A
- 3) 電話番号 077-573-0058

保険金の支払方法

保険金額は被保険者1名について次の通りとする。

- [1]ドライバー保険金額 普通条件 1000万円
 [2]ピット要員 保険金額 普通条件 1000万円

A. 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額（普通条件）が支払われる。

B. 後遺障害保険金

事故の日から180日以内に身体の1部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額（普通条件）の下記割合で支払われる。

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1) 終身自由を行うことが出来ない場合 | 100% |
| 2) 両方の目が見えなくなった場合 | 100% |
| 3) 腕又は足（関節より上部）をなくした場合 | 60% |
| 4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| 5) ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| 6) 片方の目が見えなくなった場合 | 60% |
| 7) 鼻をなくした場合 | 15～30% |
| 8) 片方の手の親指（指関節より上部）をなくした場合 | 20% |
| 9) 片方の耳が聞こえなくなった場合 | 30% |
| 10) 片方の耳をなくした場合 | 3～5% |
| 11) 片方の手の人差し指をなくした場合 | 8% |
| 12) 足の親指をなくした場合 | 10% |
| 13) 親指・人差し指以外の指を一本なくした場合 | 10% |
| 14) 親指以外の足の指を一本なくした場合 | 5% |

前記の各号に該当しない不具史廃疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に棄損した程度に応じて、かつ前記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる。

C. 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで1日について、入院の場合は3000円、通院の場合は2000円が支払われる。

D. 手術保険料

入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内にケガの治療を目的に手術を受けられたとき

[入院保険金日額]×[手術の種類に応じて定められた倍率（10倍・20倍・40倍）]

E. 付添看護保険料

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者（入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます）を雇い入れるとき

[入院保険金日額]×50%×[付添者の雇入日数（但し事故日から180日以内の雇入日数が限度）]

F. その他の規定

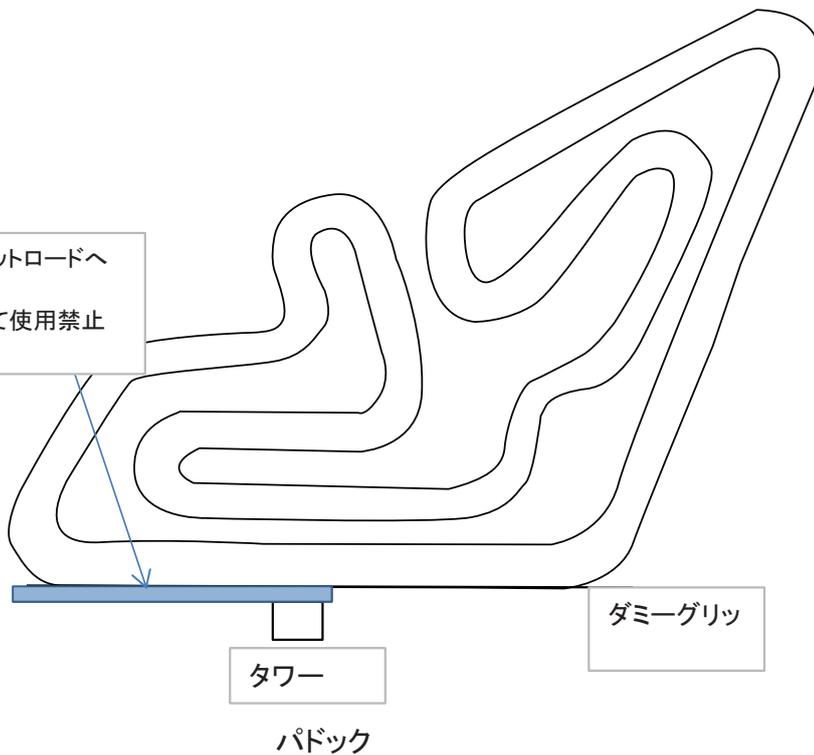
- 1) 入院保険金の支払は180日間を限度とする。
- 2) 通院保険金の支払は98日間を限度とする。
- 3) 事故による障害について後遺障害保険とを重ねて支払われる場合その合算額を支払われる
- 4) 健康保険、労災保険その他の給付には関係なく保険金は支払われます。

G. 保険金請求についての必要書類

- 1) 傷害、後遺障害の程度を証明する所定の医師の診断書（傷害事故の場合）
- 2) 死亡診断書及び戸籍謄本（死亡事故の場合）
- 3) 競技長の事故確認書（傷害、死亡事故とも）
- 4) その他必要に応じてご提出していただく書類

B

競技中の人のピットロードへの立入禁止
競技中ピットとして使用禁止



レース中のピットエリアはコントロールタワーから第1コーナー側とします。
最終コーナーからコントロールタワーまではパドックエリアから、ピットレーンには出ないでください。
※ペナルティーとなります。

C

